

新潟県公安委員会規則第10号

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行細則を次のように定める。

令和8年8月18日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則（令和8年国家公安委員会規則第8号）に定めるもののほか、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指示)

第2条 法第11条の規定による指示は、別記様式第1号の指示書により行うものとする。

(営業の停止命令)

第3条 法第12条の規定による営業の停止命令は、別記様式第2号の営業停止命令書により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

指 示 書

第 年 月 日

住 所

氏 名 又 は 名 称
〔 法人にあっては、
代表者の氏名 〕

殿

新潟県公安委員会 印

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）第11条の規定により、次のとおり指示する。

違 反 事 項	
指 示 事 項	
理 由	
（教示） 1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて （1）この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。 （2）また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 （3）ただし、上記（1）（審査請求をした場合には（2））の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、上記（1）（審査請求をした場合には（2））の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。	

別記様式第2号（第3条関係）

営 業 停 止 命 令 書

第 年 月 号 日

住 所

氏 名 又 は 名 称
〔 法人にあっては、
代表者の氏名 〕

殿

新潟県公安委員会 印

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）第12条の規定により、次のとおり特定金属くず買受業の停止を命ずる。

停 止 の 範 囲	
停 止 の 期 間	年 月 日から 日 まで （ 日間）
処 分 の 理 由	
（教示） 1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。 2 処分の取消しの訴えについて （1）この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。 （2）また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 （3）ただし、上記（1）（審査請求をした場合には（2））の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、上記（1）（審査請求をした場合には（2））の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。	